

項 目	内 容																	
1. 商品名	ギフト付定期積金「とっておきスイーツ - 北海道からの贈り物 - 」																	
2. 販売対象	個人のお客様に限定させていただきます。																	
3. 取扱期間	平成 23 年 4 月 1 日（金）～平成 24 年 3 月 30 日（金） ※募集額 150 億円に達した場合、または市場環境等により締切日を待たずに取扱いを終了させていただくことがあります。																	
4. 期間	1 年・2 年・3 年・5 年 ※自動継続の取扱いはできません。																	
5. 預入（受入）方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額  <table border="1" data-bbox="576 568 1209 775"> <thead> <tr> <th rowspan="2">積立 期間</th> <th colspan="2">毎月の掛金</th> </tr> <tr> <th>50 万円コース</th> <th>100 万円コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>42,000 円以上</td> <td>84,000 円以上</td> </tr> <tr> <td>2 年</td> <td>21,000 円以上</td> <td>42,000 円以上</td> </tr> <tr> <td>3 年</td> <td>14,000 円以上</td> <td>28,000 円以上</td> </tr> <tr> <td>5 年</td> <td>10,000 円以上</td> <td>17,000 円以上</td> </tr> </tbody> </table> (3) お預け入れ単位	積立 期間	毎月の掛金		50 万円コース	100 万円コース	1 年	42,000 円以上	84,000 円以上	2 年	21,000 円以上	42,000 円以上	3 年	14,000 円以上	28,000 円以上	5 年	10,000 円以上	17,000 円以上	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
積立 期間		毎月の掛金																
	50 万円コース	100 万円コース																
1 年	42,000 円以上	84,000 円以上																
2 年	21,000 円以上	42,000 円以上																
3 年	14,000 円以上	28,000 円以上																
5 年	10,000 円以上	17,000 円以上																
6. 払戻（支払）方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。																	
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	契約時の当金庫営業店店頭に表示する期間別利回り（3 年未満・3 年以上）を満期日まで適用します。（固定金利・確定利回り） 満期日以後に一括してお支払いします。 掛金残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に対し 1 年を 365 日とした計算により算出します。 給付補填金の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 店頭の金利表示ボードに表示しています。																	
8. プレゼント (1) 内 容 (2) 発送時期	● 50 万円コース … 三方六（柳月伝統のバウムクーヘン） ● 100 万円コース … 三方六セット（三方六と開拓三方六ショコラのセット） ご契約満期日の翌月中旬に「北の自然菓 柳月」のスイーツ商品を送付します。 ※証書・通帳記載の満期日時点において掛込終了していることがプレゼント発送の条件となります。掛込が終了していない場合、または満期日前に解約された場合には、プレゼントの発送は行われませんのでご留意下さい。 ※諸事情によりプレゼント内容や発送時期が変更となる場合がありますのでご了承下さい。																	
9. 手数料	ありません。																	
10. 中途解約の取扱い	この預金は原則として中途解約できません。やむを得ず中途解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。また、プレゼントの発送は行われません。																	
11. 付加できる特約事項	普通預金・当座預金からの自動振替による受け入れができます。																	
12. その他参考事項	①毎月の積立が遅延した場合には、満期日を遅延期間より算出した期間繰り延べるか、または証書・通帳に記載の利回りに準じて計算した延滞利息をいただきます。 ②掛金が払込日前に払い込まれた場合には、先払割引金を証書・通帳に記載の利回りに準じて計算します。 ③上記①②については、遅延日数および先払日数が当金庫における基準日数を超えた場合に対象となります。 ④本商品は預金保険の対象となります。（当金庫お預け入れの他の預金等と合算し、1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。） ⑤満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ⑥この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることができません。 ⑦詳しくは、店頭窓口または営業係までお問合せ下さい。																	

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。</p>
-------------------------------	--